

令和 6 年 第 1 回 筑前町議会臨時会会議録	
招集年月日	令和 6 年 1 月 26 日 (金)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 会	令和 6 年 1 月 26 日 (金) 10 時 20 分
閉 会	令和 6 年 1 月 26 日 (金) 10 時 55 分
出席議員	<p>議長 田 中 政 浩 1 番 原 田 邦 男</p> <p>2 番 池 松 和 彦 3 番 原 口 博 文</p> <p>4 番 原 田 宏 5 番 木 村 和 彦</p> <p>6 番 石 橋 里 美 7 番 柳 雅 明</p> <p>8 番 山 本 一 洋 9 番 石 丸 時 次 郎</p> <p>10 番 奥 村 忠 義 11 番 山 本 久 矢</p> <p>12 番 河 内 直 子 13 番 寺 原 裕 明</p>
出席議員数	14 名
欠席議員	なし
地方自治法 第121条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	<p>町 長 田 頭 喜 久 己 副 町 長 中 野 高 文</p> <p>教 育 長 宮 崎 敏 宏 総 務 課 長 古 川 秀 志</p> <p>企 画 課 長 亀 田 美 香 財 政 課 長 橋 本 照 美</p> <p>税 務 課 長 稲 葉 佳 奈 出 納 室 長 橋 本 豊</p> <p><small>住 民 課 長 人 権 ・ 同 和 対 策 室 長</small> 小 川 真 一 健 康 課 長 村 山 弥 生</p> <p>環 境 防 災 課 長 尾 畑 正 行 建 設 課 長 行 武 一 洋</p> <p>都 市 計 画 課 長 田 中 達 也 農 林 商 工 課 長 谷 口 謙 司</p> <p>上 下 水 道 課 長 岡 部 裕 行 福 祉 課 長 神 崎 英 昭</p> <p>こ ども 課 長 八 尋 福 由 教 育 課 長 宮 崎 宣 匡</p> <p>生 涯 学 習 課 長 吉 浦 高 幸</p>
欠 席 者	なし
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	<p>議会事務局長 山 本 孝</p> <p>議会事務局次長兼議会係長 坂 田 康 仁</p>

会 議 録

令和6年第1回臨時会

令和6年1月26日（金）

開 会	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>新年を迎えた元日の午後4時頃、石川県能登地方を震源とする最大震度7の地震が発生いたしました。</p> <p>地震の発生から間もなく1か月を迎えますが、復旧作業はまだこれからという状況であり、現在も多くの方が不自由な生活を余儀なくされておられます。</p> <p>今回の災害でお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りしますとともに、ご遺族の皆様に深い哀悼の意を表し、黙とうをささげたいと思います。</p> <p>皆様、ご起立をお願いしたいと思います。</p> <p>(全員起立)</p> <p>黙とう。</p> <p>(出席者全員 黙とう)</p>
議 長	<p>お直りください。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>(全員着席)</p>
議 長	<p>本日の出席議員は14人につき、定足数に達しております。</p> <p>ただいまから、令和6年第1回筑前町議会臨時会を開会します。</p> <p style="text-align: right;">(10:20)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、13番 寺原裕明議員及び1番 原田邦男議員を指名します。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2「会期の決定について」を議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本臨時会の会期は、本日1月26日の1日間としたいと思います。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、会期は本日1月26日の1日間と決定をいたしました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3「町長のあいさつ及び提案理由の説明」を求めます。</p> <p>田頭町長</p>
町 長	<p>おはようございます。</p> <p>本日は、令和6年第1回臨時会を招集しましたところ、全員ご出席いただきありがとうございます。</p> <p>さて、激動の令和6年の幕開けでございます。能登半島地震、羽田空港飛行機事故、北九州火災と痛ましい災害が続きました。亡くなられた方々のご冥福と被災者の方々に心からお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧復興を祈念申し上げます。</p> <p>国、地方自治体におきましても、懸命の支援活動が展開されております。本町におきましても、被災者を支援するため、町民の方々から義援金を募りながら、併せて、町として義援金を準備したいと考えております。後日、金額等、議会のほうにも提案をさせていただきたいと思います。</p> <p>それでは、本日提案します議案等6件の提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>報告第1号、専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規</p>

	<p>定により専決処分した損害賠償について報告するものです。内容としましては、町道福島・四三島線上で発生した交通事故によります損害賠償の額が100万円以下であり、専決処分の指定事項に該当することから、12月28日付で専決処分したものです。</p> <p>議案第1号、筑前町行政組織条例の一部を改正する条例の制定につきましては、児童福祉法が一部改正されたことに伴い、子育て世帯に対する包括的な支援体制を整備するため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたことにより議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第2号、筑前町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、特別職等の職務や責任の度合いに応じた給与・報酬等の額について、筑前町特別職報酬等審議会に諮問した結果、給与の増額改定の答申を受け、当該条例の一部を改正する必要性が生じたことにより議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第3号、筑前町手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、戸籍法の一部改正に伴う戸籍の電子証明書提供用識別符号の発行等の事務に係る手数料を規定するため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたことにより議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第4号、筑前町こども未来センター条例の全部を改正する条例の制定につきましては、議案第1号と同じく、児童福祉法及び母子保健法の一部が改正されたことに伴い、子育て世帯に対する包括的な支援体制を整備するため、当該条例の全部を改正する必要性が生じたことにより議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第5号、令和5年度筑前町一般会計補正予算（第12号）につきましては、補正額1億1,786万4,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を、それぞれ147億1,864万8,000円とするものです。増額補正する主なものとしましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業を追加するものです。</p> <p>以上が、本日提案します議案の提案理由でございます。</p> <p>慎重にご審議いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、本会におけるご挨拶とさせていただきます。</p> <p>よろしくようお願い申し上げます。</p>
議 長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第4	
議 長	<p>日程第4 報告第1号「専決処分の報告について（町道福島・四三島線で発生した交通事故に係る損害賠償）」を議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>紙の議案書2ページ、タブレットは3ページをお願いします。</p> <p>報告第1号「専決処分の報告について」</p> <p>地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。</p> <p>本日付、町長名です。</p> <p>提案理由につきましては、町長の提案理由説明のとおりですので、省略をさせていただきます。</p> <p>紙の議案書3ページ、タブレットは4ページをお願いいたします。</p> <p>専決処分書になっております。</p> <p>令和5年専決第14号、令和5年12月28日に専決処分したものです。</p> <p>1 事 故 名 町道福島・四三島線で発生した交通事故</p>

	<p>2 事故発生日 令和5年7月21日</p> <p>3 事故の相手方 町内居住者</p> <p>4 事故の概要 相手方が町道をバイクで走行中、道路内のポットホールにはまり転倒し、全治2か月の傷害と後遺障害を負ったもの</p> <p>5 損害賠償額 66万5,872円です。</p> <p>事故の概要につきましては、ご報告したとおりでございます。</p> <p>損害額合計につきましては、慰謝料、休業損害や物損費用などを含めて、95万1,246円でありまして、過失割合が町7割、事故の相手方3割によりまして、66万5,872円が町の損害賠償額として、令和5年12月28日に専決処分し、事故の相手方と示談が成立したものでございます。</p> <p>また、地方自治法第180条第1項の規定により、町長の専決処分事項の指定について、1件100万円以下の損害賠償額については、専決処分できるものと規定しており、今回の損害賠償額はそれに該当することから報告事項としているものです。</p> <p>なお、このような事例が再発生しないよう、担当課では再発防止への取り組みを行うことも併せてご報告をさせていただきます。</p> <p>以上で町道福島・四三島線で発生いたしました交通事故に係る損害賠償についての専決処分の報告の説明を終わります。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>報告が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑ないようです。</p> <p>これで本件の報告を終わります。</p>
日程第5	
議長	<p>日程第5 議案第1号「筑前町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>議案第1号について、紙の議案書4ページ、タブレットは5ページをお願いします。</p> <p>議案第1号「筑前町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について」標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名です。</p> <p>提案理由は、町長説明のとおりですので、省略いたします。</p> <p>紙の議案書5ページ、タブレットは6ページをお願いします。</p> <p>新旧対照表となっております。</p> <p>今回の一部改正につきましては、現在、健康課で所管しております母子保健に関することをこども課に所管移行し、本町における子育て世帯に対する包括的な支援体制の整備を行うものです。</p> <p>なお、こども課の事務室もコスモスプラザのほうに移設し、子育てに関する住民サービスの向上を図るとともに、住民課や健康課などの関係部署等との連携強化も図ることで計画をしているものでございます。</p> <p>最後に、附則としまして、この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

	よろしくお願ひいたします。
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第1号「筑前町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。 議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第6	
議 長	日程第6 議案第2号「筑前町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 説明を求めます。 総務課長
総務課長	議案第2号について、紙の議案書6ページ、タブレットは7ページをお願ひします。 議案第2号「筑前町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名です。 提案理由は、町長説明のとおりですので、省略いたします。 紙の議案書7ページ、タブレットは8ページをお願ひいたします。 新旧対照表となっております。 今回の一部改正につきましては、令和5年12月22日に町長から筑前町特別職報酬等審議会へ諮問され、12月27日に審議会会長より町長に答申されているものでございます。審議会では、各資料を基に9名の委員から様々な意見等が出され、特別職の給料、報酬月額について、これまでの改定経過や全国及び福岡県内の類似団体の額、及び本町の財政状況等を基に、議員等及び三役について検討を行い、その結果、本町の人口及び世帯数については、年々増加傾向であり、それに比例して、特別職等の業務量も増加している中で、本町の議員等につきましては、平成31年4月1日改定により、福岡県内の類似団体とほぼ同等の金額であることから、現行額に据え置くとし、町三役については、若干低位となっていることから、紙の議案書7ページ、タブレット8ページの新旧対照表のとおり、町長が現行81万3,000円から81万4,000円へ、1,000円の増額改定、副町長が現行65万円から65万6,000円へ、6,000円の増額改定、教育長が現行59万3,000円から60万7,000円へ、1万4,000円の増額改定への答申がなされ、今回、改正提案するものでございます。 なお、審議会からは、今日の社会情勢については、物価高騰等により厳しいものがある。今後の町の財政状況も注視していく必要があることから、今まで以上の広

	<p>い視野と責任感を持って、まちづくりに取り組まれることを期待し、この結論に達したことを付け加えられ、答申がされております。</p> <p>最後に、附則としまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑ないようです。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第2号「筑前町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。</p> <p>議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第7	
議長	<p>日程第7 議案第3号「筑前町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>住民課長</p>
住民課長	<p>議案第3号について、議案書、紙の8ページ、タブレットの9ページをお願いいたします。</p> <p>議案第3号「筑前町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>提案理由につきましては、町長説明のとおりでございますので、省略いたします。</p> <p>紙の9ページ、タブレットの10ページをお願いいたします。</p> <p>新旧対照表となっております。</p> <p>今回の一部改正につきましては、戸籍法の一部改正に伴い、令和6年3月1日から、戸籍及び除籍の電子証明書提供用識別符号の発行、届書等情報内容証明書の交付や閲覧が可能となりますので、筑前町手数料条例の一部を改正し、新たな手数料等を定めるものでございます。</p> <p>戸籍電子証明書提供用識別符号の発行につきましては、新旧対照表の現行別表4事項の次に改正案のとおり加え、金額を1件400円と定めます。</p> <p>紙の10ページ、タブレットの11ページをお願いいたします。</p> <p>除籍電子証明書提供用識別符号につきましては、先ほどの符号の発行の次に、改正案のとおり加え、金額を1件700円と定めます。なお、戸籍及び除籍の電子証明書提供用識別発行は、手数料を徴収しない場合がございますので、摘要欄中に記載をしております。</p> <p>紙の11ページ、タブレットの13ページをお願いいたします。</p>

	<p>届書等情報内容証明書の交付や閲覧につきましては、現行別表の5から7事項に改正案のとおり交付や閲覧の証明書等の内容を加えます。</p> <p>なお、戸籍除籍の電子証明書提供用識別符号の発行を別表に加えるため、事項の番号を2つ繰り下げます。</p> <p>最後に、附則といたしまして、この条例は令和6年3月1日から施行するものでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>河内議員</p>
河内議員	<p>議案書の9ページ、10ページです。</p> <p>戸籍の識別符号の発行と除籍の識別符号の発行が400円と700円となっているんですが、この違いの説明をお願いします。</p>
議 長	住民課長
住民課長	<p>お答えいたします。</p> <p>現在の戸籍の謄本等につきましては450円で、除籍の謄本につきましては750円になっているところでございます。この部分につきましては、戸籍の一部改正に伴いまして、政令のほうで定められた金額を基に改正をしております、50円ずつほど、それぞれ安くなっているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第3号「筑前町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。</p> <p>議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第8	
議 長	<p>日程第8 議案第4号「筑前町こども未来センター条例の全部を改正する条例の制定について」を議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>こども課長</p>
こども課長	<p>議案第4号について、紙の14ページ、タブレットの15ページをお開きください。</p> <p>「筑前町こども未来センター条例の全部を改正する条例の制定について」標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>提案理由につきましては、町長説明のとおりでございます。</p>

	<p>紙の15ページ、タブレットの16ページをお開きください。</p> <p>筑前町こども未来センター条例の全部を改正する。</p> <p>第1条では、子どもたちの健やかな成長及び発達を見守ることを目的に、センターを設置しております。</p> <p>第2条、所在地につきましては、筑前町篠隈373番地とします。</p> <p>第3条、業務につきましては、(1)児童福祉法10条の2第2項に規定する業務に関する事。</p> <p>(2)母子保健法第22条第2項第1号から第4号までに掲げる事業に関する事。</p> <p>(3)その他センターの設置目的を達成するために必要な事業に関する事といたします。</p> <p>第4条、センターに関する事務は、こども課が所管する。</p> <p>第5条、この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則に定める。</p> <p>附則としまして、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>河内議員</p>
河内議員	<p>全協の説明の中で、全体の機構改革が終了するまで、当分の間、コスモスプラザの2階ということでしたが、機構改革が終了した時点で、また新たに支所のほうに戻るということはないのでしょうか。</p>
議長	<p>総務課長</p>
総務課長	<p>機構改革全体のことに关しましては、今協議中ではございまして、説明いたしましたとおり、ちょっと時期的にはまだ未定でございますけれども、支所に戻るとか、本庁に置くとか、そういった部分を踏まえて全体的にトータルで考えておりますので、今の現時点でどこの部署をどこに配置するとか、そういった部分を踏まえて検討しておりますので、以前説明をさせていただきましたけれども、配置先のキャパが限られておりますので、その中に、その職員と、ないしスタッフ等が配置ができるかどうかというのも非常に大きな課題でございますので、その辺りも含めて現在検討しておりますので、現時点では未定でございます。ご理解のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第4号「筑前町こども未来センター条例の全部を改正する条例の制定について」を採決します。</p> <p>議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p>

	したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第9	
議長	<p>日程第9 議案第5号「令和5年度筑前町一般会計補正予算（第12号）について」を議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>財政課長</p>
財政課長	<p>議案書紙の16ページ、タブレットの17ページをお願いします。</p> <p>議案第5号「令和5年度筑前町一般会計補正予算（第12号）について」令和5年度筑前町一般会計補正予算（第12号）を別冊のとおり提出する。本日付、町長名でございます。</p> <p>別冊の令和5年度一般会計補正予算（第12号）、紙の1ページ、タブレットの3ページをお開きください。</p> <p>令和5年度筑前町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,786万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147億1,864万8,000円とするものです。</p> <p>第2条、債務負担行為の追加は第2表債務負担行為補正による。</p> <p>紙の4ページ、タブレットの6ページをお願いします。</p> <p>第2表、債務負担行為補正につきましては、追加する事項として、コスモスプラザ雨樋改修事業（ゼロ債務）、期間、令和6年度、限度額500万円です。</p> <p>コスモスプラザの雨樋の一部が経年劣化により、落下する事案が発生しており、早急に改修工事に着手する必要があるため、ゼロ債務負担行為を行うものです。</p> <p>それでは、事項別明細書により歳出から説明いたします。</p> <p>紙の8ページ、タブレットの10ページをお願いします。</p> <p>今回の補正内容は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した給付金・定額減税一体支援枠分の事業2件と推奨事業メニュー分2件を追加するものです。</p> <p>2款1項38目新型コロナウイルス地方創生費、補正額1億1,786万4,000円の増額です。</p> <p>11節役務費50万4,000円は、給付金支給に要する振込手数料12万3,000円と通信運搬費38万1,000円です。</p> <p>18節負担金補助及び交付金1億1,736万円は、町内のJA共同乾燥施設及び選果場の電気料金高騰に対する支援金として466万円、国の給付要件に該当しない低所得世帯に対し、世帯あたり7万円を追加給付する低所得世帯追加給付金770万円、当該世帯のうち、子育て世帯に18歳以下の子ども1人あたり5万円を追加するこども加算分100万円、住民税均等割世帯に対して、世帯あたり10万円を給付する住民税均等割世帯給付金7,000万円、当該世帯のうち、子育て世帯に18歳以下の子ども1人あたり5万円を加算するこども加算分900万円、住民税非課税世帯のうち、子育て世帯に18歳以下の子ども1人あたり5万円を加算する住民税非課税世帯給付金（こども加算分）2,500万円です。</p> <p>次に、歳入です。</p> <p>紙の7ページ、タブレットの9ページをお願いします。</p> <p>16款2項2目総務費国庫補助金、補正額1億1,786万4,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金分です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

	よろしく願いいたします。
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第5号「令和5年度筑前町一般会計補正予算(第12号)について」を採決します。 議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
散 会	
議 長	これで本日の会議は全部終了いたしました。 町長、何かありますか。
町 長	令和6年の1月早々の臨時会でございました。 全ての議案承認可決いただきまして、ありがとうございます。 今後とも、新年度予算に向けて今懸命の作業中でございますので、よろしくお願い申し上げます。 ありがとうございました。
議 長	町長からの挨拶が終わりました。 会議を閉じます。 令和6年第1回筑前町議会臨時会を閉会します。 お疲れさまでした。 <p style="text-align: right;">(10:55)</p>
	上記会議の経過を記載し、その相違ないことを 証するために署名する。 議 長 田中政浩 13番 議員 寺原裕明 1番 議員 原田 邦男